

政府間機関に関する情報 E P	欧州特許機構 (E P O) 一般情報			附属書 B 2 E P
政府間機関の名称	European Patent Office (EPO) (欧州特許庁 (E P O))			
所在地	Headquarters at Munich: Bob-van-Benthem- Platz 1 80469 München Germany	Branch at The Hague: Patentlaan 2 2288 EE Rijswijk Netherlands	Filing Office at Berlin: Gitschiner Str. 103 10969 Berlin Germany	
郵便のあて名	80298 München Germany	Postbus 5818 2280 HV Rijswijk Netherlands	10958 Berlin Germany	
電話番号	(49-89) 2399-4500 (31-70) 340-4500 (49-30) 25901-4500 00 800 80 20 20 20 (カスタマーサービス)			
ファクシミリ装置	(49-89) 2399-4465 (31-70) 340-3016 (49-30) 25901-840			
電子メール	support@epo.org			
インターネット	www.epo.org			
PCT規則92.4の規定により書類を受理 する方法	ファクシミリ装置			
送付することができる書類の種類	委任状及び優先権書類を除くすべての書類			
書類の原本提出義務	国際出願：同時にするのが望ましいが、いかなる場合もEPO による求めの日から1箇月より遅くしてはならない その他の書類：EPO ¹ からの求めによる場合のみ			
国際出願に関する通知を電子メールで送 付するか？	送付しない			
郵政当局以外の配達サービスを利用した 場合に亡失又は遅延があったとき書類を 発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、Chronopost, DHL, Federal Express, Flexpress, SkyNet, TNT, Transworld又はUPSの配達 サービスを条件とする。			

[次頁に続く]

1 OJ EPO 2007, 特別版No. 3, 7頁以降を参照。

E P	欧州特許機構 (E P O) (続き)	E P
受理官庁は電子的な通信手段の不通による期間が遵守されなかった遅滞を許容するか？(PCT規則82の4.2(a))	許容する。規則89の2に基づき通知しているEPOが認める電子手続手段のいずれか又はオンライン支払手段が、特定の業務日において連続する少なくとも4時間以上不通であった場合、期間不遵守が許容される可能性がある。電子手続手段の不通が4時間未満であり、遅くとも2業務日前に利用不可能の旨の事前通告が公表されている場合、EPOは規則82の4.2の規定を適用しない。事前通告では不通状態が続くのは4時間未満であると表示していたが、結果的にそれを超える時間となった場合、EPOは規則82の4.2の適用を検討する。ただし、規則82の4.2が適用される適格性を有するものとEPOが考える想定外の不通状態は、必ずしも4時間以上続くことは要求されない。技術サービス部門が、電子通信手段又はオンライン支払手段の不通がこの適格性を有するものとEPO技術サービス部門が判断する場合、EPOは規則82の4.2の適用を考慮する ² 。	
出願人に出願をWIPO優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)で利用可能とすることを許可する用意があるか？(PCT規則17.1(b)の2))	出願人に国際及び欧州特許出願をWIPO DASで利用可能とすることを許可する用意がある ³	
右の各国についての欧州特許の拡張請求のための管轄指定及び選択官庁	ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ	
右の国についての欧州特許の有効化請求のための管轄指定及び選択官庁	カンボジア ⁴ 、モロッコ ⁵ 、モルドバ共和国 ⁶ 、チュニジア ⁷	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	欧州特許	
国際型調査に関する欧州特許条約の規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	PCT及び欧州特許条約の双方の各締約国で付与される保護は、当該国について「欧州特許を目的とする指定の場合」の見出しを付して示している。その他の情報については、欧州特許条約第67条及び第153条並びにEPOパンフレット「EPCに関する国内法令(National law relating to the EPC)」を参照。	

[次頁に続く]

2 受理官庁の関係する通告については、2020年11月26日付公示(PCT公報)254頁以降を参照。

3 詳細についてはOJ EP0 2019, A27を参照。

4 2018年3月1日以降に行われた国際出願について。

5 2015年3月1日以降に行われた国際出願について。

6 2015年11月1日以降に行われた国際出願について。

7 2017年12月1日以降に行われた国際出願について。

E P

欧州特許機構
(E P O) (続き)

E P

E P Oが指定 (又は選択) 官庁である場合の有益な情報

E P Oが指定 (又は選択) 官庁である場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期

願書中に記載するか、又は後に提出することができる。P C T第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？

あ り (附属書L参照)